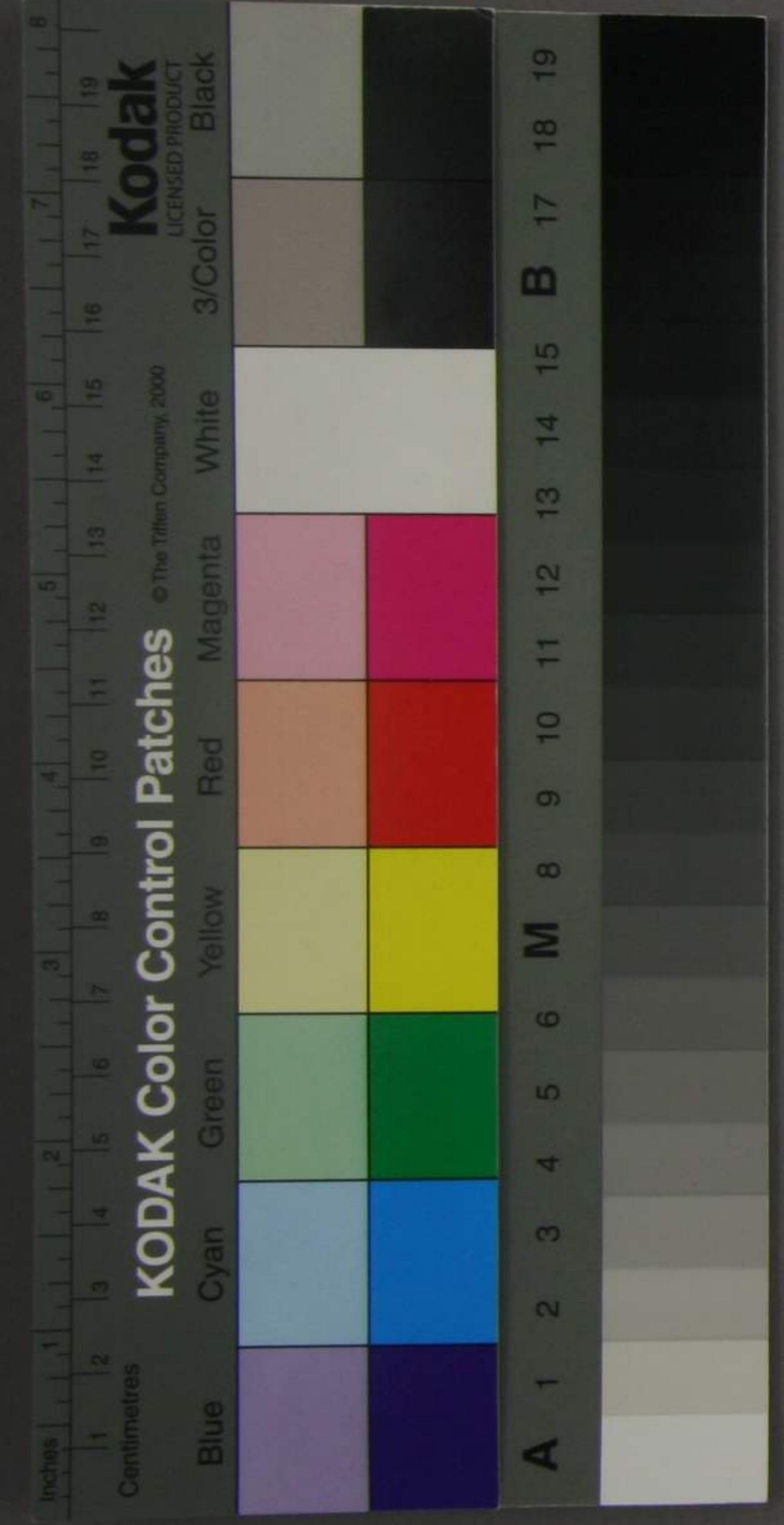


114  
A 2617  
2

キハ往ルヲ官ト文ル成現  
 形ン行カ滋廳議義ヲ續行  
 迹ト政為生ト事ノ認ニノ市  
 ヲ欲ノニシノ機明ム徴市制  
 顯ス實專或間閑晰或ス制改  
 ハレヲテハニトヲハルハ正  
 シハ害法其解ノ欽其ニ之法  
 或却シ文ノ釋間クノ其ヲ律  
 ハテ務ニ規ヲニカ規ノ其業  
 規定文テテノニ議ニノ典創  
 ノニ實ン實シヲ徒精著施書  
 關背際ト際從釀ラ密明以來  
 如戾ノ欲ニテ成ニ十ナ来  
 セス利ス適訴シ執テル十箇  
 ルル便レ當願私行スモ箇年  
 カカニハセ訴人機若ノ年  
 為如從往サ訟ト閑ハアノ



町村制改正法律案理由書  
現行町村制ハ之ヲ其ノ創施以來十箇年ノ  
成績ニ徴スルニ其ノ規定ノ精密ナルモ若  
ルヲ認ム或ハ其ノ規定ノ精密ナルモ若  
文義ノ明晰ヲ欲クカ爲ニ徒ラ執行機關  
ト議事機關トノ紛議ヲ醸成シ私人  
官廳トノ間ニ解釋ヲ異ニシテ訴訟  
ヲ滋生シ或ハ其ノ規定ノ實際ニ適  
ルカ爲ニ專ラ法文ニ依ラント欲スレバ  
往行政ノ實ヲ害シ務ヲ實際ノ利便ニ  
ハ行政ノ實ヲ害シ務ヲ實際ノ利便ニ  
キ形迹ヲ顯ハシ或ハ規定ノ關如セルカ  
爲

實際ニ必要ナル政務モ之ヲ施行スルコ  
トアタハサルノ憾アリ顧フニ地方自治行  
政ノ弛張ハ惟リ自治團體ノ盛衰ニ關スル  
ノミナラス施テ其ノ影響ヲ國政ニ及ホサ  
サルモ鮮シ而シテ其ノ行政ノ準繩及ホサ  
シク速ニ適當ノ改正ヲ施シテ以テ其ノ政  
務整理ト振張ト改テ企圖セサルヘカテ是  
レ本業ヲ提出スル所以ナリ



テ 寧適宜ノ方法タルヲ失ハス此ノ如キ  
ハ 現行市制ニ於テハ顯著ナルモ  
ニ 屬スルヲ以テ改正案ニ於テハ  
ノ 集議制ヲ棄テ、特任制ヲ採リ、市長ヲ以  
テ 市行政ノ執行機關ト爲セリ、然レトモ市  
ノ 事務ハ町村ニ比シ、複雑多端ナルノミ  
ラ ス水道若ハ築港等、重大ノ專業モ少カ  
サ ルヲ以テ、其ノ行政ハ特任制ノ市長ノ  
ニ 委任シ、府縣ノ市長ノ例ニ倣  
ヒ 市參事會ヲ以テ、市重要ナル行政事務  
シ 主トシ、市參事會ヲ以テ、市重要ナル行政  
セ シムルヲ以テ、市重要ナル行政事務ニ參  
ト

務ハ複雑多端ニシテ、且往々輕易ノ事項  
ル 拘ラズ、一々シテ、且往々輕易ノ事項  
決 依テ、行政務ヲ凝滞スルカ、如キハ、處  
速 政務ヲ凝滞スルカ、如キハ、處  
メ 團體ノ不利、不便、實ニ云フヘカ、ラ、サ  
ノ アリ、是故ニ、市場ニ依リテハ、市參事會  
其 職權ノ一、部ヲ市長ニ委任シ、市參事會  
ノ 專決ヲ默認シ、以テ、市長ニ委任シ、市參事會  
ヲ 固ヨリ、法律ノ規定ヲ無視シ、カ、行爲  
ス ト雖、亦實際ノ規、定ヲ無視シ、カ、行爲  
ニ ナラズ、多端ノ事務、狀況ニ處テ、スル、道  
於

ス市町村名及市役所町村役場ノ位置變更ニ  
關スル件ハ市制町村制中ニ別ニ規定セ  
廿三年法律第七十號ヲ以テ別ニ之ヲ規  
定セリ右ハ立法ノ體裁其ノ當ヲ得タルモ  
ノアリテ認メタルニ付市制町村制中  
ニ明記シテ法ノ完備ヲ期セシトス  
現行市制第十條ニ於テ市ノ選舉人ハ分  
之ヲ三級ト爲スヘキコトヲ規定シ町村制  
十條ハ町村ノ選舉人ハ二級ニ分ツヘキ  
コトヲ規定セリ而シテ斯ノ如キ規定ヲ設  
ケタル所以モリハ富者カ細民ノ多數ニ

制セラレルハ弊ヲ防遏センユトテ豫期シ  
タルニ基クモ弊ヲ防遏シト雖若此等弊害  
ノ生シタルハ於テハ監督權ノ存スル  
アルヲ以テ優待ノ規定ヲ必要トセサル  
ク強テ此等徴スルニ階級選舉ノ制度ハ  
之ヲ實際ニ徴スルニ幾多ノ煩累アル  
舉人ノ名簿ヲ合依リテハ一若ハ兩三  
ニテ選舉人ニシテ一級選舉ヲ行フカ  
權衡ヲ求メシテ却テ弊害ヲ生スルカ  
ナシトセズ依テ階級選舉ノ制ヲ廢シ  
中選舉權ヲ有スル者ヲシテ平等ニ其ノ  
權ヲ行使スルニ依テ却テ弊害ヲ生スル  
者アリテ平等ニ其ノ權ヲ行使スルニ



ヲ行フ毎ニ名簿ヲ新ニスルノ法ヲ取レリ  
是レ專ラ選舉資格者ノ權利ヲ尊重スル旨  
趣キ基キタルモナルハシト雖又一方選  
舉事務ノ便否上ヨリ之ヲ考察スルトキハ  
定期改選ハ勿論補闕選舉ノ場合ト雖其  
選舉ヲ行フ毎ニ名簿ヲ新ニセサルハカ  
際上ノ不便蓋シ鮮少ナリトセス而シテ  
町村會議員ノ其ノ缺員アリトセス而シ  
年定期改選ノ時ニ至リ同時ニ補闕選舉  
行フ以テ原則ト爲スルトキハ衆議院議員  
要スル點ヨリ觀察スルトキハ衆議院議員

選舉法若ハ府縣會議員選舉規則ノ如ク永  
續名簿ノ法即チ一箇年据置ノ制ニモ全  
依據スルエトテ得サルモアリ依テ永  
名簿ト隨時名簿ト長所アリ一旦調製  
シタル名簿ハ其ノ確定シタル日ヨリ一  
以テ内ニ於テ行フ選舉ニモ亦之ヲ適用  
エトテ得ル制ニ改メ以テ行政上ノ便宜  
得セシメントス  
現行法ニ於テハ收支ノ命令者ト現出納者  
トテ區別セシカニ爲テ收入役ヲ置キ  
モ收入役代理者ニ關スル規定ナキヲ以  
收入役故障アル場合ニ於テハ往々支障  
ヲ

感シタリ依テ市ハ必ス收入役代理者一名  
ヲ置キ町村ハ町村條例ノ規定ヲ以テ收入  
役代理者ヲ置クコトヲ得セシメ市町村收  
支ノ事務ニ関シ支障ナカラシメンコトヲ  
期セントスハ市町村會ノ議決權限ヲ超  
現行法令ニ背キ又ハ公衆ノ利益ヲ害ス  
ト認ムルキハ總テ再議ニ付シ猶其ノ議  
決ヲ改メサルトキハ再議ニ付テハ  
郡參事會市會ノ議決ニ付テハ  
ノ裁決ヲ求ムル規定ナルモ市町村會  
ノ議決ニ背クコト

ノ顯著ナルモノニ關シテハ再議ニ付スル  
必要ヲ認メサルヲ以テ現行府縣制第八十  
四條ノ規定ヲ參酌シ再議ニ付スルヲ要セ  
スシテ直ニ議決若ハ選舉ヲ取消スユト  
得ル旨趣ニ規定シ處務ノ滯滞ナキコトヲ  
期セントス  
現行市制第一百十九條町村制第一百二十三條  
ニ依レハ市町村會若ハ市參事會ニ於テ議  
決スヘキ事件ヲ議決セサルトキハ處分法  
ヲ規定シテアリト雖其ノ招集ニ應セズ又ハ  
成立セサル場合ノ處分法ヲ以テ市町村會  
政上往々支障ヲ來シタルヲ以テ斯ル場合



シテ其ノ増殖ヲ計ルヲ必要トスル場合  
ルヘク又或ハ救荒豫備校舎營繕等ノ為ニ  
一定ノ期間若干ノ資金穀等ヲ積立ツルカ  
キ當初ヨリ其ノ元資ヲ消耗スルヲ以テ目  
的トスルモノアルヘシ依テ市町村ハ或  
事業ノ為ニ特別ノ基本財産若ハ金穀等ヲ  
設クハトモ得ル規定ヲ追加シ市町村事  
業ノ發達ヲ期セシトス  
現行法ニ於テ市町村カ寄附若ハ補助ヲ  
為スノ権能ヲ明ニ認メタル規定ナキカ  
往々疑問ニ屬シタルアリト雖元  
来市町村ハ其ノ團體ノ公益ヲ増進スルコ

ニ於テハ市長ハ府縣知事ニ町村長ハ郡長  
ニ具シテ指揮ヲ請ヒ其ノ議決スル行政  
事件ヲ處分スルコトヲ得ル規定ヲ設ク  
事務ノ溢滞ナキコトヲ期セシトス  
現行法ニ於テハ市町村ノ任意ニ依ル特別  
ノ基本財産若ハ基本財産ニ非サル金穀等  
ヲ積立ツルコトヲ得ル明文ナシ然レモ  
市町村ノ或ル事業即チ水道  
道路ノ布設道路ノ修築公園ノ維持等ニ  
特別ノ基本財産ヲ蓄積シ其ノ收入ノ之  
一般ノ歳入ニ編入セシメ之ヲ特別ノ事  
業ニ支出シ或ハ又之ヲ其ノ元資ニ加入

トヲ目的トシテ存在スルモノナレハ其ノ  
目的ヲ達スルニハ市町村自ラ其ノ事業ヲ  
經營スルコトモアルヘク又他ノ事業ヲ補  
助シテ其ノ結果自己ノ公益ヲ企圖スル場  
合モアルヘク要ハ只其ノ公共ノ利益ヲ増  
進スルニ在リテ其ノ手段ノ直接ナルト間  
接タルトハ敢テ問フ所ニ非サルナリ依テ  
市町村ハ國府縣郡市町村其ノ他公共團體  
若ハ個人等ノ事業ニシテ其ノ他市町村ノ  
公益ニ關係アルニ於テハ之ニ對シ監督官  
廳ノ許可ヲ受ケ寄附若ハ補助ヲ爲スエト  
シメ住民ノ福利ヲ増進セシメントス  
現行法ニ於テハ市町村住民及三ヶ月以上  
市町村内にニ滞在スル者ニ在ラズト  
義務ヲ有スルハ勿論市町村内ニ在ラズト  
ハス又ハ三ヶ月以上ノ滞在者ニ在ラズト  
雖市町村内ニ土地家屋ヲ所有シ又ハ土地  
ヲ使用シ又ハ店舗ヲ定テ營業ヲ爲ス者ハ  
其ノ土地家屋營業若ハ其ノ所得ニ對シテ  
賦課スル市町村税ヲ納ムル義務アルコト  
又ハ規定シアルモ市町村内ニ居住ラズト  
又ハ三ヶ月以上ノ滞在在ラズト土地家  
市町村内ニ於テ家屋ヲ使用シ又ハ土地家

トヲ目的トシテ存在スルモノナレハ其ノ  
目的ヲ達スルニハ市町村自ラ其ノ事業ヲ  
經營スルコトモアルヘク又他ノ事業ヲ補  
助シテ其ノ結果自己ノ公益ヲ企圖スル場  
合モアルヘク要ハ只其ノ公共ノ利益ヲ増  
進スルニ在リテ其ノ手段ノ直接ナルト間  
接タルトハ敢テ問フ所ニ非サルナリ依テ  
市町村ハ國府縣郡市町村其ノ他公共團體  
若ハ個人等ノ事業ニシテ其ノ他市町村ノ  
公益ニ關係アルニ於テハ之ニ對シ監督官  
廳ノ許可ヲ受ケ寄附若ハ補助ヲ爲スエト  
シメ住民ノ福利ヲ増進セシメントス  
現行法ニ於テハ市町村住民及三ヶ月以上  
市町村内にニ滞在スル者ニ在ラズト  
義務ヲ有スルハ勿論市町村内ニ在ラズト  
ハス又ハ三ヶ月以上ノ滞在者ニ在ラズト  
雖市町村内ニ土地家屋ヲ所有シ又ハ土地  
ヲ使用シ又ハ店舗ヲ定テ營業ヲ爲ス者ハ  
其ノ土地家屋營業若ハ其ノ所得ニ對シテ  
賦課スル市町村税ヲ納ムル義務アルコト  
又ハ規定シアルモ市町村内ニ居住ラズト  
又ハ三ヶ月以上ノ滞在在ラズト土地家  
市町村内ニ於テ家屋ヲ使用シ又ハ土地家



中其ノ明文ナキヲ以テ之ヲ拒辞シタル者  
アル場合ニ於テ又區會議員ノ選舉效力ニ關  
テ明瞭ナラズ又區會議員ノ選舉效力ニ關  
シ訴願訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルヤ否ニ  
亦明文ノ規定ナキハ故ニ其ノ解釋區々ニ  
渉ルノ嫌疑アリ其ノ他區會ノ設ケアラサル  
場合ニ於テ市町村内一部一區ノ所有財產  
等ニ關スル民事訴訟ニ付テハ市參事會町  
村長其ノ當事者ト爲リ之ニ關スル市町村  
會ノ議決ヲ執行スルコトヲ得サルモ其ノ如  
ク誤解セラレタル實例ニ乏シカラス其ノ  
他市町村ト其ノ市町村内ノ一部並市町村

現行法ニ依レハ市町村稅ノ賦課ニ關シテハ  
願訴訟ヲ提起スルコトヲ得ルモ使用料手  
教料ニ關シテハ其ノ規定ナク又市町村ノ  
收料ニ對スル滯納處不付テハ是亦訴願  
訴訟ヲ提起シ得ル明文ナキヲ以テ行政裁  
判所出訴事件ニ關スル法律並訴願法等  
比シ權衡ヲ失スル嫌疑アリ依テ此等ノ明  
文ヲ掲ケ以テ現行法ノ不備ヲ補充セシム  
ス市町村内一部行政ニ關スル現行法ノ規  
定ハ頗ル簡單ニ失スルカ爲疑義百出シ區  
會議員ハ市町村ノ名譽職ナルヤ否現行法

別 = 依リテ其ノ各ヲ異ニスルニ過キス其  
ノ制度ヲ立ツルノ原質ニ至テハ彼是相異  
ナルコトナシ只市ハ人口並資力ノ点ニ於  
テ町村ト稍其ノ趣ヲ異ニスルニ過キサル  
モノナレハ此レ等最下級自治團體ノ行政  
ノ一部ヲ執行スルニ於テ時ニ或ハ組合  
組織スルコト必要ノ場合ナシトセズ然ル  
ニ現行法ニ於テハ市町村ノ組合ヲ設ケ得  
ル規定ナキヲ以テ往々不便ヲ感スル向テ  
キル規定ナキ又現行法ニ依レハ町村組合  
設置ニ在ラス又現行法ニ依レハ町村組合  
設置ニ付テハ又現行法ニ依レハ町村組合  
設置ニ付テハ又現行法ニ依レハ町村組合  
設置ニ付テハ又現行法ニ依レハ町村組合

ノ一部ト一部トニ係リ争議アル場合ニ於  
テ其ノ執行方法ノ不備ナルカ爲實際上不  
便ヲ感シタル寡シトセス之ヲ要スル  
= 本規定ニ關シテハ主務省ノ解釋ト行政  
司法兩裁判所判決ノ旨趣ト互ニ相矛盾シ  
職 = 其ノ衝ニ當ル者ヲテ殆ント適帰ス  
ル所ヲ知ラサシムル憾アリテ依テ市  
町村内一部ノ行政ニ關スル規定ヲ全部改  
正シ其ノ行政ヲシテ遺算ナカテシメ  
トシキセシトス  
本制 = 制定スル市町村ハ共ニ最下級ノ自  
治團體ニシテ市町村ト云ヒ都鄙ノ自

付テハ許可ヲ要スル明文ナキヲ以テ組合  
限リ其ノ規約ヲ設定變更スルコトヲ得ル  
モ、如ク解釋セテ町村組合ニ關シ監  
督ノ實ヲ擧ケ其ノ效果ヲ奏スルコト能ハ  
サルモノアリ加之組合規約ノ不完ナル  
結果トシテ紛争ヲ惹起シタルコト從來其  
ノ例ニ乏シカテサルハ現行法ニ依レ  
ハ協議ニ成リタルハ町村組合ハ其ノ組  
村ノ申出アルニ非サレハ之ヲ解除スル  
トテ得サル規定ナリ是レ尋常ノ場合ニ於  
テハ最モ適當ナルナリ手續上ノ關係ヨリ  
經歷ニ徵スルニ或ハ黨派上ノ關係ヨリ  
或

ハ自他町村利害ノ抵触ヨリ往々紛擾ヲ  
シ公益上解除ノ必要アルニモ拘ラズ之  
解除スル運ニ至ラサルモノアリ斯ノ如  
場合ニ於テハ法律中明文ヲ掲ケ之ニ  
ル途ナカレハ地方實際ノ狀況ニ於テ他  
法ニ依レハ地方實際ノ狀況ニ於テ他  
木衛生其ノ他必要ナル公共事業ニシテ  
町村共同シテ經營スル要スヘキ場合  
リト雖或ル町村ニ於テ組合ヲ組織ス  
トテ首肯セサルニ於テハ強制シテ地  
設ク首肯セサルニ於テハ強制シテ地  
要ノ公共事業ヲ得ル規定ナキ地方緊

ルトキハ處分又ハ裁決ノ執行ヲ停止スル  
ヲ以テ原則ト爲シタル其ノ後發布セラル  
レタル訴願若ハ行政裁判法ニ依テハ孰  
レモ處分ノ執行ヲ停止セサルヲ以テ本則  
ト爲セリ是レ固リ當然ノ事理ニシテ獨リ  
市制町村制ニ於テ之ニ反スル原則ヲ取ル  
ノ必要ナキヲ以テ訴願及行政裁判法ノ  
規定ニ倣ヒ處分ノ執行ヲ停止セサル原則  
ヲ採用シ法規ノ一貫セシムコトヲ計ス  
テ異議訴願ニ關スル期間ノ計算並天災  
變ノ場合ニ願ニ於テハ特別ト付テハ民事  
法ノ規定ニ適合スル特別ト付テハ民事

ヲ得セシメサリシ實例亦甚シトセス依テ  
市町村組合ヲ組織シ實例亦甚シトセス依  
規約ノ設定變更ハ府縣知事ノ許可ヲ要ス  
ルコト協議ニ成リタル市町村組合ト雖公  
益上必要アルニ於テハ府縣知事ニ於テ之  
ヲ解除シ得ヘキコトハ府縣知事ニ於テ之  
雖公益上必要アルニ於テハ府縣知事ニ於  
ハ市町村組合ニ於テハ一部ノ事務ト  
設ケテ以テ組合ヲ設置スルコトハ府縣  
自治行政ノ以上列記スルコトハ不便利  
ヲ避テ現行市制第百十條第五項及訴願  
十條第五項ニ依レハ訴願及訴訟ヲ提出ス

職官ト實務ト於付律ルハ臨  
 ス廳寡願ノヲテ之の中コト官機  
 ルノナシ多何ル市町村長助役ハ任  
 コ許可トヲセス依テ市町村長助  
 トヲ受タルニ非サレハ任期中等  
 得スルトノ規定ヲ設ケテ以テ行

行上大ハ監督上片時モ放任シ難キヲ以テ如  
 シ又ハ官吏ヲ派遣シ該事務ヲ管掌セシム  
 及又ハ町長ト共ニ故障アルトキ  
 = ムヲ以テ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシ  
 ヲ監督上片時モ放任シ難キヲ以テ如  
 キ場合ハ監督上片時モ放任シ難キヲ以テ如

行上大ハ監督上片時モ放任シ難キヲ以テ如  
 シ又ハ官吏ヲ派遣シ該事務ヲ管掌セシム  
 及又ハ町長ト共ニ故障アルトキ  
 = ムヲ以テ官吏ヲ派遣シ其ノ職務ヲ管掌セシ  
 ヲ監督上片時モ放任シ難キヲ以テ如  
 キ場合ハ監督上片時モ放任シ難キヲ以テ如



政事 務施行 上支障 十キユトヲ 期セントス  
市町村 賦課 於テ 地租 七分 一ヲ 超過スル 附  
加税 十二 條 町村 制 第百 二十六 條 現行 市制 第  
百 二 條 町村 制 第百 二 條 於テ 十六 條 規 定 第  
依リ 内務 大臣 許 可 ヲ 受ク ル 工 ト  
ヲ 要ス ト 雖 市 町 村 事 業 漸 ヲ 發 達 シ 其 ト  
費用 從テ 多キ ヲ 要ス 今 日 於テ 地 租  
制限 ヲ 超 過ス ル 附 加 税 ヲ 賦 課ス ル 工 ト  
必 要 ト ス 場 合 尠 カ ラ ス 殊 天 災 事 變 等  
ニ 依リ 市 町 村 事 業 屬 ス ル 治 水 堤 防 等  
ノ 急 防 工 事 ヲ 施 行 シ 又 傳 染 病 蔓 延 等  
為 遽ニ 豫 防 消 毒 等 ノ 費用 充 ツル 爲 其 ノ

課税 緊急 要スル 論ヲ 俟タサル 増  
殊ニ 近年 物價 騰貴 シ 土 地 生 産 力 ヲ 増  
シタル ヲ 以テ 現行 制限 ヲ 寬 フ スル モ 敢  
テ 土地 所有 者ニ 苦痛 ヲ 感セシムル 如キ 敢  
虞 之ニ 對シ 特 依テ 此 市 町 村 改 正 シ 地 租  
十分 之三 マテ ト 爲シ 市 町 村 財 政ニ 便 宜  
ヲ 與ヘン ト ス  
現行 市制 第百 二 條 町 村 制 第百 二 條  
條 中 新 市 負 債 ヲ 起シ ト ア ル 八 起 債 ノ  
當 時 負 債 ナキ 市 町 村 於テ 新 負 債 ヲ 起  
ス 場 合 ヲ 指 ス モ 十 八 舊 債 償 還 ノ 爲ニ 起  
スル 負 債ニ シテ 其ノ 負 債 額 ヲ 増 加セ サル

モノハ許可ヲ要セス又市制町村制第百六  
條第二項ハ公債募集ヲ定ム決スルト同時ニ  
豫メ募集ノ方法等ヲ如何ハ市町村會ノ議  
ルノミニテ其ノ方法如何ハ市町村會ノ議  
決權内ニ屬セシメタルモナレバ前ニ許  
可ヲ得テ起シタル公債ノ募集及償還方法  
等ヲ變更スルモ償還ノ初期及終期ニシテ  
同條規定ノ範圍ヲ出テサル限ハ許可ヲ要  
セサルモノトシテレサルニ非ス果シテ  
テ之ヲ以テ正解ナリトセハ現行法ニ於ケ  
ル市町村債ノ取締ニ關スル條規ハ緩ニ於  
市町村現時ノ狀況ニ適合セズ隨テ弊害ナ

キエトテ期シ難シ依テ新ニ起債スル場合  
タルト舊債償還ノ爲ニスル場合タルヲ  
問ハス市町村債ノ起シ並借入ノ方法利息  
ノ定率及償還ノ方法等ヲ定メ若ハ變更ス  
ルコトハ總テ監督官廳ノ許可ヲ受ケシム  
ル規定ニ改正シ市町村債ニ關スル監督ヲ  
シテ嚴密周到ナラシメントス  
市及人口一萬以上ヲ有スル町村ノ條例ニ  
關シテハ現行市制第百二十一條町村制第  
百二十五條ニ於テ勅裁ヲ要スルコトヲ規  
定シアルモ之ヲ實際ニ徵スルニ從来ノ例  
ニ依ルヲ要セスト認ムルカ故ニ自今之カ

手續ヲ廢止セントス又現行法中主務大臣  
ノ許可ヲ必要トシタル事項中其ノ事ノ輕  
易ニ屬シ必スシモ主務大臣ノ許可ヲ要セ  
スト認メラルモナキニアラステ主  
務大臣ニ屬スル許可ノ職權ハ勅令ヲ以テ設  
府縣知事ニ委任スルエトヲ得ル規定ヲ設  
ケ以テ行政事務ノ簡捷ヲ期セントス  
現行法ニ依レハ市制第百二十三條ニ列記  
スル事件ハ府縣參事會ノ許可ヲ要シ町村  
制第百二十七條ニ列記スル事件ハ郡參事  
會ノ許可ヲ要スルエトニ規定シアルモ現  
行法制定ノ當時ニ在テハ府縣參事會若ハ

郡參事會ノ如キハ府縣郡ノ執行機關ト爲  
ス見込ナリシヲ以テ其ノ許可ヲ受ケシム  
ル必要ヲ認め規定シタルモ如ク推定  
セララルニ拘ハラス府縣制郡制ノ發布セ  
テ執行機關ト爲サスシテ議決機關ト爲シ  
ルカ爲市制町村制ノ豫期シタル所ニ反シ  
タルヲ以テ從テ參事會ノ許可ヲ受ケシム  
ル必要ナキニ至リタルノ三ナラズ事實ノ  
上ヨリ觀ルモ該事件ノ如キハ直接監督ノ  
責務アル府縣知事若ハ郡長ニ於テ許可ス  
ルニ非サレハ往々處分ノ公平ヲ保チ監督

ノ實ヲ舉タル能ハサルモノアラントス依  
テ府縣參事會若ハ郡參事會ノ許可ヲ受ク  
ル手續ヲ廢シ府縣知事若ハ郡長ノ許可ヲ  
要スルコト、為シ監督ノ實ヲ舉ケシメン  
コトヲ期セントス  
以上列記シタルモノハ改正案中ノ主要ナ  
ルモノヲ摘録シタルニ過キス其ノ他市制  
町村制施行以來ノ實跡ニ徴シ行政ノ運用  
ニ障害アリト認メタル點ニ關シテハ或ハ  
現行法ノ規定ヲ修正シ或ハ適當ナル規定  
ヲ追加シタルコト亦少シト為サス  
之ヲ要スルニ現行法ハ今日ノ市町村ノ行

政ニ適應シタル制度ニ非スト認メラル  
ヲ以テ其ノ全部ヲ改正シ法規ノ關如ヲ補  
修シ以テ益自洽行政ノ發達ヲ期セントス  
是レ本案ヲ提出スル所以ナリ

